

**金利スワップ取引清算業務における適格担保の追加等に伴う
「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書」等の一部改正について**

I. 改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、既存の清算参加者等の利便性向上及び多様な清算委託者の参加を念頭に、適格担保として米ドルを追加するため、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 米ドルの適格担保への追加

- ・金利スワップ取引清算業務における適格担保の対象に、米ドルを追加する。

2. 米ドル担保の振替及び管理

- ・清算参加者及び清算委託者から預託を受けた米ドル担保については定期的に信託設定を行う。

- ・米ドル担保は、当社が定める方法により運用できるものとする。

3. その他

- ・その他、所要の改正を行う。

(備 考)

- ・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書第2条第1項第1号の2、第11号、第50号及び第55号並びに金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第2条の2

- ・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第44条第1項第1号の2及び第2項第1号の2

- ・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第44条の2第3項

III. 施行日

2024年4月1日から施行する。

※ ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2024年4月1日以後の当社が定める日から施行する。

(2024年3月22日追加公表)

受託信託銀行との間での契約等の調整及び運用収益に係る源泉徴収に関する整理に時間を要していることから、本改正規則の施行日を延期します。延期後の施行日は決定次第別途お知らせします。

以 上

金利スワップ取引清算業務における適格担保の追加等に伴う「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	1
2. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	5

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 「委託当初証拠金」とは、受託清算参加者が、清算委託者の同意を得て、清算委託者から交付を受けた金銭（日本円及び当社が指定する通貨に限る。）又は代用有価証券を第61条第1項第2号に掲げる当該清算委託者の債務を担保する目的で自ら保管する場合における当該金銭又は代用有価証券をいう。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) 「金利スワップ清算基金」とは、各清算参加者が第17条第1項に定める目的で当社に預託する金銭（日本円及び当社が指定する通貨に限る。）又は代用有価証券をいう。</p> <p>(12)～(49) (略)</p> <p>(50) 「当初証拠金」とは、第61条第1項第1号に掲げる債務を担保する目的で清算参加者又は清算委託者が当社に預託する金銭（日本円及び当社が指定する通貨に限る。）又は代用有価証券をいう。</p> <p>(51)～(54)の4 (略)</p> <p>(55) 「破綻時証拠金」とは、第108条第1項に定める債務を担保する目的で清算参加者が当社に預託する金銭（日本円及び当社が指定する通貨に限る。）又は代用有価証券をいう。</p> <p>(56)～(73) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 「委託当初証拠金」とは、受託清算参加者が、清算委託者の同意を得て、清算委託者から交付を受けた金銭（日本円に限る。）又は代用有価証券を第61条第1項第2号に掲げる当該清算委託者の債務を担保する目的で自ら保管する場合における当該金銭又は代用有価証券をいう。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) 「金利スワップ清算基金」とは、各清算参加者が第17条第1項に定める目的で当社に預託する金銭又は代用有価証券をいう。</p> <p>(12)～(49) (略)</p> <p>(50) 「当初証拠金」とは、第61条第1項第1号に掲げる債務を担保する目的で清算参加者又は清算委託者が当社に預託する金銭（日本円に限る。）又は代用有価証券をいう。</p> <p>(51)～(54)の4 (略)</p> <p>(55) 「破綻時証拠金」とは、第108条第1項に定める債務を担保する目的で清算参加者が当社に預託する金銭（日本円に限る。）又は代用有価証券をいう。</p> <p>(56)～(73) (略)</p>

2・3 (略)

(金利スワップ清算基金の預託)

第17条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により預託する通貨が日本円以外の場合には、当社が定める外国為替相場により換算した当該通貨1単位当たりの円貨額に当社が定める率を乗じて評価する。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(当初証拠金の預託義務)

第63条 (略)

2 第17条第3項の規定は、当初証拠金について準用する。

(日中証拠金の預託義務)

第67条 (略)

2 第17条第3項の規定は、日中証拠金について準用する。

(決済不履行及び破綻等の場合における措置)

第89条 (略)

2 (略)

3 当社は、前2項の規定により引渡しを停止した金銭等については、不履行清算参加者又は破綻清算参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。

4 前項の規定により充当する金銭等が有価証券である場合は、当社が相当と認める方法、時期、価格等により換価処分したうえで換価処分に要した費用を控除した残額を充当する

2・3 (略)

(金利スワップ清算基金の預託)

第17条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(当初証拠金の預託義務)

第63条 (略)

(新設)

(日中証拠金の預託義務)

第67条 (略)

(新設)

(決済不履行及び破綻等の場合における措置)

第89条 (略)

2 (略)

3 当社は、前2項の規定により引渡しを停止した金銭等については、(有価証券については、当社が相当と認める方法、時期、価格等により換価処分したうえで)不履行清算参加者又は破綻清算参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。

(新設)

ことができる。

5 第3項の規定により充当する金銭等が日本円以外の通貨の金銭である場合は、日本円に換算したうえで、両替した際に要した費用を控除した残額を充当することができる。

(破綻処理清算約定等の決済の方法)

第101条 本業務方法書の他の規定にかかわらず、破綻処理清算約定の終了に伴って破綻清算参加者が当社に対して負担する第1号の債務（以下「未決済債務」という。）については、未決済債務並びに未決済債務と差引計算すべき当社の債務及び未決済債務に充当すべき担保の額がいずれも確定した日において、第2号に定めるところにより、破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに差引計算及び担保の充当を行う。

(1) (略)

(2) 破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに行う差引計算及び担保の充当の方法

a・b (略)

c 第89条第2項の規定により破綻清算参加者に対する引渡しを停止した金銭等（有価証券については、当社による換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額とし、日本円以外の通貨の金銭については、当社が規則で定めるところにより日本円に換算した額から両替した際に要した費用を控除した残額とする。）を破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとの未決済債務に充当し、上記bの控除を行った残額からその充当額を控除する。

d～f (略)

2 (略)

(破綻時証拠金の預託)

第108条 (略)

(新設)

(破綻処理清算約定等の決済の方法)

第101条 本業務方法書の他の規定にかかわらず、破綻処理清算約定の終了に伴って破綻清算参加者が当社に対して負担する第1号の債務（以下「未決済債務」という。）については、未決済債務並びに未決済債務と差引計算すべき当社の債務及び未決済債務に充当すべき担保の額がいずれも確定した日において、第2号に定めるところにより、破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに差引計算及び担保の充当を行う。

(1) (略)

(2) 破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに行う差引計算及び担保の充当の方法

a・b (略)

c 第89条第2項の規定により破綻清算参加者に対する引渡しを停止した金銭等（有価証券については、当社による換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額とし、日本円以外の通貨の金銭については、当社が規則で定めるところにより日本円に換算した額とする。）を破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとの未決済債務に充当し、上記bの控除を行った残額からその充当額を控除する。

d～f (略)

2 (略)

(破綻時証拠金の預託)

第108条 (略)

2～6 (略)

7 第17条第3項、第61条第3項、第62条及び第71条の規定は、破綻時証拠金について準用する。

(他の清算業務における金利スワップ取引清算業務に係る余剰担保の利用)

第116条 当社は、破綻清算参加者から預託を受けた金利スワップ取引清算業務に係る余剰担保（破綻清算参加者が金利スワップ取引清算業務に関して当社に対して返還請求権を有する当初証拠金、変動証拠金、金利スワップ清算基金、破綻時証拠金及び特別清算料担保金のうち、本業務方法書等の定めるところにより破綻清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るものをいう。）（当該余剰担保が代用有価証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額とし、当該余剰担保が日本円以外の通貨の金銭である場合には、当該通貨を両替した際に要した費用を控除した残額とする。）を、他の清算業務に係る業務方法書の定めるところにより破綻清算参加者の当社に対する他の債務の弁済に充当することができる。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年4月1日以後の当社が定める日から施行する。

2～6 (略)

7 第61条第3項、第62条及び第71条の規定は、破綻時証拠金について準用する。

(他の清算業務における金利スワップ取引清算業務に係る余剰担保の利用)

第116条 当社は、破綻清算参加者から預託を受けた金利スワップ取引清算業務に係る余剰担保（破綻清算参加者が金利スワップ取引清算業務に関して当社に対して返還請求権を有する当初証拠金、変動証拠金、金利スワップ清算基金、破綻時証拠金及び特別清算料担保金のうち、本業務方法書等の定めるところにより破綻清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るものをいう。）（当該余剰担保が代用有価証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額）を、他の清算業務に係る業務方法書の定めるところにより破綻清算参加者の当社に対する他の債務の弁済に充当することができる。

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(当社が指定する通貨)</u></p> <p><u>第2条の2 業務方法書第2条第1項第1号の2、第11号、第50号及び第55号に規定する当社が指定する通貨は、米ドルとする。</u></p> <p>(金銭等の授受の方法)</p> <p>第18条 業務方法書第17条第1項、第71条又は第107条第1項第1号の規定により金銭(日本円に限る。)の授受を行う場合は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して、当社名義の日本銀行当座勘定と当該清算参加者名義の日本銀行当座勘定との振替により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 業務方法書第17条第1項又は第71条の規定により金銭(米ドルに限る。)の授受を行う場合は、当社が指定する銀行に設けられた当社名義の口座への振込みにより行うものとする。</u></p> <p><u>(当社が定める外国為替相場等)</u></p> <p><u>第18条の2 業務方法書第17条第3項(業務方法書第63条第2項、同第67条第2項及び同第108条第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する当社が定める外国為替相場は、金利スワップ清算基金の預託を行う前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場とする。</u></p> <p><u>2 業務方法書第17条第3項に規定する当社が定める率は、100分の95とする。</u></p> <p>(清算預託金の管理)</p> <p>第44条 業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清</p>	<p>(新設)</p> <p>(金銭等の授受の方法)</p> <p>第18条 業務方法書第17条第1項、第71条又は第107条第1項第1号の規定により金銭の授受を行う場合は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して、当社名義の日本銀行当座勘定と当該清算参加者名義の日本銀行当座勘定との振替により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(清算預託金の管理)</p> <p>第44条 業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清</p>

算預託金（清算委託者が預託した当初証拠金を除く。）の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1) 金銭（日本円に限る。）

次に掲げる方法により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算委託者の当初証拠金とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類（金利スワップ清算基金、当初証拠金、第三階層特別清算料担保金及び破綻時証拠金の種類をいう。以下本条において同じ。）に区分して帳簿により管理する。

a・b (略)

(1) の 2 金銭（米ドルに限る。）

次に掲げる方法により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算委託者の当初証拠金とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する。

a 清算預託金の種類ごとに開設した当社名義の普通預金口座への預金

b 信託業務を営む銀行への金銭信託

(2) ・ (3) (略)

2 清算委託者（第6項に規定する清算委託者を除く。以下本項において同じ。）の当初証拠金に係る業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清算委託者の当初証拠金の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1) 金銭（日本円に限る。）

次に掲げる方法により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算参加者が預託した清算預託金とは分別して保管し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する。

a・b (略)

(1) の 2 金銭（米ドルに限る。）

次に掲げる方法により当社の固有資産、

算預託金（清算委託者が預託した当初証拠金を除く。）の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1) 金銭

次に掲げる方法により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算委託者の当初証拠金とは分別して保管し、清算参加者ごとに、清算預託金の種類（金利スワップ清算基金、当初証拠金、第三階層特別清算料担保金及び破綻時証拠金の種類をいう。以下本条において同じ。）に区分して帳簿により管理する。

a・b (略)

(新設)

(2) ・ (3) (略)

2 清算委託者（第6項に規定する清算委託者を除く。以下本項において同じ。）の当初証拠金に係る業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、次の各号に掲げる清算委託者の当初証拠金の資産区分に応じて、当該各号に定める方法とする。

(1) 金銭

次に掲げる方法により当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産及び清算参加者が預託した清算預託金とは分別して保管し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する。

a・b (略)

(新設)

他の清算業務に係る預かり資産及び清算参加者が預託した清算預託金とは分別して保管し、清算委託者ごとに区分して帳簿により管理する。

a 清算預託金の種類ごとに開設した当社名義の普通預金口座への預金

b 信託業務を営む銀行への金銭信託

(2)・(3) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、清算参加者又は清算委託者が届け出た場合には、金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金として当該清算参加者又は清算委託者から預託を受けた金銭(日本円に限る。)に係る業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座(当社が指定するものに限る。)への預金により当社の固有資産及び他の清算業務に係る預かり資産とは分別して保管し、清算参加者又は清算委託者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する方法とする。ただし、当該金銭の額が当社が通知又は公示により定める上限額を超える場合、当該上限額を超えた部分に係る金銭については、当社は、第1項第1号b又は第2項第1号bに掲げる方法により前2項の規定に従って分別して保管し、清算参加者又は清算委託者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理するものとする。

4～6 (略)

(清算預託金の運用)

第44条の2 (略)

2 (略)

3 前条第1項第1号の2b及び第2項第1号の2bに定める方法により管理されているもののうち、清算参加者及び清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金に関して

(2)・(3) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、清算参加者又は清算委託者が届け出た場合には、金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金として当該清算参加者又は清算委託者から預託を受けた金銭に係る業務方法書第87条第1項に規定する当社が定める方法は、日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座(当社が指定するものに限る。)への預金により当社の固有資産及び他の清算業務に係る預かり資産とは分別して保管し、清算参加者又は清算委託者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理する方法とする。ただし、当該金銭の額が当社が通知又は公示により定める上限額を超える場合、当該上限額を超えた部分に係る金銭については、当社は、第1項第1号b又は第2項第1号bに掲げる方法により前2項の規定に従って分別して保管し、清算参加者又は清算委託者ごとに、清算預託金の種類に区分して帳簿により管理するものとする。

4～6 (略)

(清算預託金の運用)

第44条の2 (略)

2 (略)

(新設)

当社が行う業務方法書第87条第2項に規定する運用は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 金融機関に対するリバースレポ取引

(2) 次に掲げる銀行の銀行勘定に対する貸付

a 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行（当該信託業務を営む銀行の関係会社を含む。以下この項において同じ。）

b 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の授受で利用する当社が指定する銀行

(3) 前号 a 又は b に掲げる銀行への普通預金

(4) 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行のカストディ口座への預け金

(清算預託金の運用により生じた収益又は損失の取扱い)

第44条の3 業務方法書第87条第4項に規定する利息は、運用により生じた収益の合計額から当社が公示により定める金額を控除した残額を、各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（第44条第3項の規定に従い日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座への預金により保管されているものを除く。）の合計額を当社が公示により定める期間において平均した額に応じて按分した額とする。この場合において、利息の計算は、当該金銭により預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の通貨の種類ごとに行う。

2 (略)

3 業務方法書第87条第5項に規定する各清

(清算預託金の運用により生じた収益又は損失の取扱い)

第44条の3 業務方法書第87条第4項に規定する利息は、運用により生じた収益の合計額から当社が公示により定める金額を控除した残額を、各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（第44条第3項の規定に従い日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座への預金により保管されているものを除く。）の合計額を当社が公示により定める期間において平均した額に応じて按分した額とする。

2 (略)

3 業務方法書第87条第5項に規定する各清

算参加者及び各清算委託者が負担する額は、損失額を当社が公示により定める日時における当該各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（第44条第3項の規定に従い日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座への預金により保管されているものを除く。）の合計額に応じて按分した額とする。この場合において、各清算参加者及び各清算委託者が負担する額の計算は、当該金銭により預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の通貨の種類ごとに行う。

4 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年4月1日以後の当社が定める日から施行する。

算参加者及び各清算委託者が負担する額は、損失額を当社が公示により定める日時における当該各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（第44条第3項の規定に従い日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座への預金により保管されているものを除く。）の合計額に応じて按分した額とする。

4 （略）